

大和市監査委員告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年3月24日

大和市監査委員 佐藤光徳

大和市監査委員 山田己智恵

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
- 2 監査対象 環境施設農政部（一般会計分）
- 3 監査対象期間 令和4年3月～令和5年2月
- 4 監査年月日 令和5年3月24日
- 5 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、環境施設農政部（環境総務課、みどり公園課、施設課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 補助金交付に関する事務
 - (5) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
 - (6) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
 - (7) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (8) 備品管理に関する事務
 - (9) 緑化奨励金等交付に関する事務
 - (10) 鳥獣飼養許可手数料徴収に関する事務
 - (11) 基金管理に関する事務
 - (12) 切手の受払に関する事務
 - (13) 公園等の管理及び施設使用料徴収に関する事務
 - (14) 公園台帳の管理に関する事務
 - (15) 一般廃棄物処理手数料の徴収及び減免に関する事務
 - (16) 財産管理に関する事務
 - (17) つり銭、領収印の管理に関する事務

- 6 主な着眼点
- ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
 - ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
 - ・ 補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
 - ・ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
 - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか

7 監査結果 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(みどり公園課)

公園等の管理及び施設使用料徴収に関する事務において、誤って調定がなされているものがあつた。

(施設課)

契約に関する事務において、歳入の徴収の事務を私人に委託したときの告示等の手続きがなされていないものがあつた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。